

令和4年度「働き方改革推進支援助成金」

「働き方改革推進支援助成金」は、**中小企業・小規模事業者**が時間外労働の上限規制に円滑に対応するため、生産性を高めながら、労働時間の縮減等に取り組む場合に、その費用の助成を行うものです。

働き方改革推進支援助成金

助成内容

労働時間短縮・年休
促進支援コース「交付申請」の受付締切日
令和4年11月30日(水)

36協定を締結し、年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備している事業主が

- ① 全ての対象事業場において、月60時間超えの36協定の時間外・休日労働時間を縮減させること。
- ② 年次有給休暇の計画的付与制度を、全ての対象事業場に新たに導入させること。
- ③ 時間単位の年次有給休暇制度を、全ての対象事業場に新たに導入させること。
- ④ 交付要綱で規定する特別休暇（病気休暇、教育訓練休暇、ボランティア休暇、新型コロナウイルス感染症対応のための休暇、不妊治療のための休暇）のいずれか1つ以上を全ての対象事業場に新たに導入させること。

上記①から④の成果目標を1つ以上選択し、目標達成に向けた事業を実施し、達成状況に応じてそれぞれ25万円から150万円を上限として助成します。

当該取組に加えて、指定する労働者の時間当たりの賃金額を3%以上または5%以上引き上げることを成果目標に加えることができ、引上げ人数に応じて助成額を最大240万円まで加算します。

勤務間インターバル
導入コース「交付申請」の受付締切日
令和4年11月30日(水)

36協定を締結し、年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備しており、過去2年間に於いて月45時間を超える時間外労働の実態がある事業主で次の①から③の成果目標の達成を目指して事業を実施してもらいます。

- ① 勤務間インターバルを導入していない事業場について、新規に所属労働者の半数を超える労働者を対象とする勤務間インターバルを導入すること。
- ② 既に9時間以上の勤務間インターバル制度を導入し、同制度の対象となる労働者が半数以下の事業場について、対象労働者の範囲を拡大し、所属労働者の半数を超える労働者を対象とすること。
- ③ 既に9時間未満の勤務間インターバル制度を導入している事業場について、所属労働者の半数を超える労働者を対象として、同制度を2時間以上延長して、9時間以上とすること。

目標達成に向けた事業を実施し、達成状況に応じてそれぞれ40万円から100万円を上限として助成します。また、労働時間短縮・年休促進コースと同様に①から③に賃金の引き上げを成果目標に加えることができます。

労働時間適正管理
推進コース「交付申請」の受付締切日
令和4年11月30日(水)

令和2年4月1日から、賃金台帳等の労務管理書類の保存期間が5年（当面の間は3年）に延長されています。このコースでは、生産性を向上させ、労務・労働時間の適正管理の推進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。

支給対象となる取り組みは、次の①から③の全ての目標達成を目指して実施していただく必要があります。

- ① 新たに勤怠管理と賃金計算等をリンクさせ、賃金台帳等を作成・管理・保存できるような統合管理ITシステムを用いた労働時間管理方法を採用すること。
- ② 新たに賃金台帳等の労務管理書類について、5年間保存することを就業規則等に規定すること。
- ③ 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に係る研修を労働者及び労務管理担当者に対して実施すること。

目標達成に向けた事業を実施し、達成状況に応じてそれぞれ100万円を上限として助成します。

また、労働時間短縮・年休促進コースと同様に賃金の引き上げを成果目標に加えることができます。

団体推進コース

「交付申請」の受付締切日
令和4年11月30日(水)

事業主団体等が、加盟企業の時間外労働の消滅や賃金引上に向けた取組を行う場合に、その費用を上限額500万円まで助成するものです。

なお、県単位以上の団体の場合は、1000万円まで助成します。

※ 働き方改革推進支援助成金の「交付申請書」受付については、コース毎に締切日が設けられていますのでご留意ください。なお、働き方改革推進支援助成金は、国の予算額に制約されるため締切日以前に受付を締め切る場合があります。